

## 審判請求費用の助成申請をされる方へ

家庭裁判所に成年後見制度の後見開始、保佐開始、補助開始の審判請求を成年後見制度が必要となるご本人またはご親族がされた方で、一定の要件に該当する場合は北九州市の成年後見制度利用支援事業による助成が受けられます。

ただし、申立人及びご本人（被後見人等）が市内在住で、対象となる後見等開始の審判日が令和4年4月1日以降であることが必要です。

また、後見等開始の審判がなされた日の翌日から起算して12か月以内の申請が必要です。

※申請時には身分証明書をご持参ください。

### 1 助成の対象となる方

助成の対象となるのは申立人とご本人（被後見人等）の双方が、以下のいずれかの要件に該当する方です。※被後見人等とは、成年被後見人、被保佐人、被補助人をいいます。

申請者は、成年後見制度の後見等開始の審判請求をされた方（申立人）です。

なお、本人申立てをした場合に限り、後見人等の申請が可能です。

※「法テラス」の費用立替制度を利用している方は対象外です。（立替制度の利用をし、全額援助の適用を受けていないこと又は、他機関において立替制度に類する助成制度の利用がないことが条件となります。）

#### 助成対象となる要件

1 後見等開始の申立ての日に生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による扶助を受けている者

2 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）の規定による支援給付を受けている者

3 その他、経済状況が前2号に準ずると認められる者

3の「認められる者」とは以下の①～③のすべてに該当する方です。

① 世帯の年間収入が単身世帯で、150万円、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下。

② 世帯の資産（現金、預貯金、有価証券等）が単身世帯で350万円、世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額以下

③ 世帯員が居住する家屋その他日常生活に必要な資産以外に利用し得る資産を所有していない。

## 2 対象となる経費

- 申立手数料（収入印紙購入代）
- 郵便切手代
- 診断書の取得費用
- （後見等が）登記されていないことの証明取得費用（収入印紙購入代）
- 申立書に添付する資料の取得費用（戸籍謄本、住民票又は戸籍の附票、固定資産税評価証明書、不動産登記事項証明書等）
- 登記手数料（収入印紙購入代）
- 鑑定費用

※請求のための郵送料は含みません

## 3 申請に必要な書類

### 全員にご提出いただく書類

- 本人・親族申立てによる審判請求費用助成金交付申請書（第11号様式）
- 後見等開始の審判書謄本の写し
- 審判が確定したことが分かる書類（登記番号通知書の写し）
- 振込口座届出書審判請求費用助成金請求書（第12号様式）※振込先の通帳の写しも添付してください。（口座確認のため）
- 北九州市所定の請求書兼領収書（要押印）
- 申立人の身分証明書（マイナンバーカード、免許証、パスポート等）
- 審判請求に要した費用の証拠書類（下記参照）
- 親族申立ての場合は本人との関係が分かる書類（戸籍か家裁受付後の後見等開始の申立書の写し）

審判請求に要した費用	証拠書類
収入印紙（申立手数料・登記手数料）の購入代金	申立時に予納した収入印紙の領収書
郵便切手の購入代金	申立人に届く登記番号通知書が郵券返還書を兼ねていますので、購入金額から返還額を差し引いた額が請求額となります。
鑑定費用	鑑定費用を納付した際の実領証書の写し
診断書の取得費用	医療機関の領収書
（後見等が）登記されていないことの証明取得費用	収入印紙の領収書
戸籍謄本、住民票又は戸籍の附票、固定資産税評価証明書、不動産登記事項証明書等の取得費用	取得時の領収書

### 申立人（申請者）に関する書類

確認項目	必要書類
A 生活保護受給者	保護受給証明書(交付日より3か月以内) 世帯全員の住民票（交付日より3か月以内、コピー不可）
B 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）の規定による支援給付を受けている者	本人確認証の写し
上記A、Bに該当しない場合	収入・資産申告書（審判請求費用 申請者用）（第11-1号様式） 申立人及び申立人世帯全員の市民税課税証明書の写し（交付日より3か月以内、申請日が1月から6月の場合は前年分） 世帯全員の住民票（交付日より3か月以内、コピー不可）

### 本人（後見人等を必要とする方）に関する書類

確認項目	必要書類
A 生活保護受給者	保護受給証明書(交付日より3か月以内) 世帯全員の住民票（交付日より3か月以内、コピー不可）
B 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）の規定による支援給付を受けている者	本人確認証の写し
上記A、Bに該当しない場合	収入・資産申告書（審判請求費用 本人用）（第11-2号様式） 申立人及び申立人世帯全員の市民税課税証明書の写し（交付日より3か月以内、申請日が1月から6月の場合は前年分） 世帯全員の住民票（交付日より3か月以内、コピー不可）

### 収入資産報告書の記入及び提出方法について

・収入金は当該年の1～12月(不明な場合は前年度と同様の額の記載も可能)の見込みとします。また、固定資産税の評価額も当該年のものとします。

・提出時に添付していただく書類

預貯金額のわかるもの(預金通帳等の写し、有価証券等の写し)、収入金額が確認できるもの(年金証書又は年金振込通知書、源泉徴収票、給与明細等の写し)

※助成金の交付申請のために要した費用(市町村民税非課税証明書の取得費用など)は助成の対象にはなりません。

#### 【注意事項】

・混雑緩和のため、受付窓口では書類のコピー対応は致しかねます。提出いただいた書類は返却できません。

・領収書類については「原本」を提出していただきますので、必要な場合はコピーを事前にとっておいてください。